

会長就任にあたってのご挨拶

静岡県弁護士会 会長 齋藤安彦

平成23年2月24日に開催された静岡県弁護士会臨時総会において、平成23年度静岡県弁護士会会長に選任されました。責任の重さをひしひしと感じております。さて、3月11日に発生した東日本大震災の被害は、想像を絶するものでした。被災された方々には心からお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々に対して、心からお悔やみを申し上げます。当会は、被災された方々を全力で支援すべく、現在、会員に対して相当額の義援金を募っていますが、今後は地元弁護士会と協議して法律・生活相談などを担う弁護士を派遣するなど、被災された方々の生活支援の一翼を担っていきたいと考えています。

ところで、本年度は、当会から沼津支部の杉本喜三郎会員が日本弁護士連合会副会長に就任されます。同会員が存分にその任務を遂行されるよう支え、連携することも私の重要な役割であると考えています。また、本年度は、静岡県において日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、関東十県会などの大きな行事は予定されておられません。そのため、特に県弁護士会の会務の充実に尽力したいと考えています。

第一に弁護士業務の拡充、充実です。市民の皆様のお役に立つためには、まず個々の弁護士及び弁護士会のことを皆様に知っていただく必要があります。

弁護士会は、人権擁護、子どもの権利、消費者問題、民事介入暴力対策、貧困問題などの直接的な社会貢献活動を各担当会員の手弁当で実施しております。

このような活動内容を広く知っていただくことが、弁護士の社会的信用を高めることになるとともに、司法修習生の給費制の維持について皆様のご理解を得られることにもなるものと思っています。本年度は、広報予算を大幅にアップし充実させるとともに、マスコミとの懇談会を再開いたします。

また、弁護士がこのような社会貢献活動を積極的に行うためには、各弁護士の事務所経営が安定していなければなりません。弁護士の業務は、個々の事件の依頼を受けて生まれます。経験を積んだ会員は、顧問先、友人、知人等からの紹介がありますが、若手の会

員にはこれがありません。法律相談において多数の相談者に接して、これを受任につなげる必要があります。そのため法律相談活動をより充実させなければなりません。各種団体と提携した新たな定期的法律相談を行うことや、弁護士会相談の初回無料化、中小企業対象の「ひまわりほっとダイヤル」の充実と顧問弁護士紹介制度の創設、インターネットや電話による相談などを検討することにより、若手会員の受任機会を確保するとともに、市民の皆様のニーズに応えていきたいと考えております。

次に、市民の皆様からの苦情に対する適切な対応を図ってまいります。現在、弁護士に対する苦情の対応は、各支部幹事長及び弁護士会事務局において行っておりますが、新たに市民窓口対応委員会の設置を検討し、面談による苦情受付に際しては複数の委員で対応するなど、より適切な対応を図りたいと考えております。

さらに、法務省及び文部科学省が「法曹養成制度に関するフォーラム」を設置し、本年9月までに結論を出すことが予定されていますが、これは極めて重大な事項であることから、会内できちんと議論をして意見を集約する必要があると考えております。法科大学院の実務家教員に就任している会員、法科大学院関連委員会、給費制維持緊急対策本部の委員などをメンバーとするプロジェクトチームを設置し、当会としての提言案を準備することを検討したいと考えております。

この他、取調べの可視化、刑事手続における全面証拠開示、司法修習終了後ただちに独立して業務を行う会員への支援制度の創設なども実現したいと考えています。

本年度は、以上のような業務を、青山雅幸、西尾和広、二宮仁、牧野百理子各副会長及び久保田和之、瀬野真志、岡島順治各幹事長と一致協力して遂行してまいります。一年間、どうぞよろしくお願い致します。

